

当社サービス利用約款

本サービス利用約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社ビーツ(以下「当社」といいます。)が提供する各サービス(以下、総称して「当社サービス」といいます。)の利用に関する条件を、当社サービスを利用するすべての契約者(当社に当社サービスの全部又は一部の提供を申し込む法人、機関等をいいます。)と当社との間で定めるものです。

契約者は、本約款に同意の上で当社サービスを利用でき、当社サービスの申込みをもって、本約款のうち適用があるとされた内容に同意した上で当社サービスを申し込んだとみなします。

契約者は、当社サービスを利用する前に、本約款をよくお読みください。

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行

総則規約

(本約款の適用)

- 第1条 契約者は、本約款に従って当社サービスを利用し、本約款に同意しない限り、当社サービスを利用できません。当社サービスに関して当社と契約者との間で別途合意した契約書、規約、覚書等(以下、総称して「個別規約」といいます。)に規定する内容は、当社と契約者との間で本約款の一部を構成します。
- 2 個別規約において別段の定めのない限り、契約者が当社に対して当社が指定する方法によって当社サービスの全部又は一部の利用を申込み、当社が契約者に対して承諾の意思表示を書面(電磁的記録を含みます。)でした時点をもって、本約款の諸規定に従った当社サービスの利用契約(以下「当社サービス利用契約」といいます。)が成立します。
- 3 本規約以外の各条項について、本規約の各条項の全部又は一部の規定を排除する旨が明らかである場合には、本規約の規定にかかわらず、本規約以外の当該規定が優先して適用されます。

(本約款の改定、変更)

- 第2条 当社は、当社が必要と判断する場合、契約者の承諾を得て、本約款の内容を変更又は追加できます。ただし、次の各号の一に該当する場合、本約款の承諾があったとみなすことができます。
- (1) 当該変更又は追加が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 当該変更又は追加が、本約款を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、事前にその旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。

(通知)

- 第3条 当社サービスに関する問い合わせその他契約者から当社に対する連絡又は通知、及び本約款の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡又は通知は、電子メールその他当社の定める方法で行います。また、当該通知は、当社からの発信によってその効力が生じます。

(料金等)

- 第4条 契約者は、当社に対し、当社サービスの利用料金について、本約款の諸規定に従い、当社が指定する銀行口座に振り込む方法にて支払います。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 契約者が当社サービスの利用料金その他本約款に基づき支払うべき料金の全部又は一部を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、契約者は、当社に対し、所定の支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%(年365日日割計算)の利率で計算した金員を遅延損害金として支払わなければなりません。
- 3 第1項の利用料金が月額である場合、当社サービス利用規約の開始日又は終了日が各月の途中であっても、契約者は、各月分の利用料金等を全額支払わなければならないが、個別規約において別段の定めのない限り、利用料金の日割り計算は行いません。

- 4 契約者が本約款に基づき支払うべき料金の支払期日は、原則として、初回を当社サービスの提供前とし、以降は各月末日締翌月末日払とします。
- 5 当社が契約者から支払を受けた金員については、理由の如何を問わず当社は契約者に対して返金せず、また、契約者は返金を受けられないことを予め承諾します。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

(資料等の提供等)

第5条 契約者は、当社に対し、本約款に定める条件に従い、当社が当社サービスの提供に必要と当社が判断する資料等の開示、貸与等を求めた場合には、当該資料等を無償で提供します。

(秘密情報の取扱い)

第6条 当社及び契約者は、当社サービスの利用又は提供のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7日以内に書面により内容を特定した情報(以下、併せて「秘密情報」といいます。)を第三者に漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本約款に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 当社及び契約者は、秘密情報について、当社サービスの利用又は提供の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けなければなりません。
 - 3 当社及び契約者は、秘密情報を、当社サービスの利用又は提供の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示できますが、本約款に基づき自らが負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課さなければなりません。
 - 4 当社及び契約者は、秘密情報を、弁護士、会計士又は税理士その他の法律に基づき守秘義務を負う者に対して、自己の責任において必要最小限の範囲に限って開示できますが、本約款に基づき自らが負担する秘密保持義務と同等の義務を負わせなければなりません。
 - 5 当社及び契約者は、当社サービスの終了、当社サービス利用契約の解約その他の事由により当社サービス利用契約が終了した場合、相手方の指示に従い、秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

(禁止行為)

第7条 契約者は、当社サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社又は他の契約者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)

- (2) 当社を含めて他人になりすます行為
- (3) 契約者が当社サービスの提供者であると偽る行為
- (4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (5) 法令又は当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (6) 他の契約者の利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- (7) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
- (8) 当社サービスを提供するために当社が利用しているハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- (9) 当社サービスに関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を実施する行為
- (10) 使用方法を制限するために組み込まれている技術的制限を回避しようとする事
- (11) 当社による当社サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (12) 当社の承諾を得ずに、当社サービスを契約者以外の第三者に利用させる行為(ただし、性質上第三者に利用させることが当然に想定されている当社サービスについては、この限りではありません。)
- (13) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
- (14) 本約款で禁止されている活動を第三者が行うことについて、直接的又は間接的に支援、促進、又は奨励する行為
- (15) その他当社が不適切と合理的に判断する行為

2 当社は、当社サービスの利用に関連する契約者の行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該行為を差し止める等の措置を講じることができます。当社は、本項に基づき当社が行った措置に起因して契約者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。

(解除等)

第8条 当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの通知、催告なしに直ちに当社サービスの利用を一時的に停止し、又は当社サービス利用契約の全部又は一部を解除できます。

- (1) 当社サービスにかかる利用料金等の支払を怠った場合
- (2) 前号のほか本約款のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (4) 当社サービスの利用にあたり当社に提供した情報又は当社が契約者に要請した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (5) 当社、他の契約者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で当社サービスを利用し、又は利用しようとした場合
- (6) 手段を問わず、当社サービスの運営を妨害した場合

- (7) 支払の停止があった場合、又は仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - (8) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (9) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (11) 契約者、契約者の役員(執行役員を含む。)、契約者の主要株主について、刑事訴訟が提起された場合又は社会的評価の低下を伴う民事訴訟が提起された場合
 - (12) その他前各号に準ずるような当社サービス利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 契約者は、前条第1項各号又は前項各号のいずれかに該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき、当社から催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った行為に起因して契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(損害賠償)

- 第9条 当社は、当社が自己の責めに帰すべき事由によって本約款に違反し、それによって契約者に損害を与えた場合、契約者に対し、当該損害(逸失利益は含みません。)を賠償します。この場合の損害賠償の累計総額は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、損害賠償の請求時から起算して過去1か月間に本約款に基づき当社が契約者から受領した利用料金の合計額を限度とします。ただし、当社の故意又は重過失によって契約者に損害を与えた場合には、この限りではありません。
- 2 契約者は、契約者が自己の責めに帰すべき事由によって本約款に違反し、それに関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、当該損害を賠償します。
- 3 契約者が、当社サービスに関連して他の契約者その他の第三者からクレームを受け、又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告しなければなりません。
- 4 契約者による当社サービスの利用に関連して、当社が、他の契約者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、契約者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。ただし、当社の故意又は重過失によって当該請求がなされた場合はこの限りではありません。

(非保証、免責)

- 第10条 当社は、契約者が当社サービスを利用することについて、当社サービスが契約者の特定の目的に適合すること、当社サービスによって契約者が特定の効果、利益を得ることその他当社サービスの提供を受けられることを超えて、契約者が何らかの目的を達成し、又は何らかの利益を得ることについて一切保証しません。

2 当社は、次の各号に掲げる事項に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、一切その責任を負いません。

- (1) 契約者の行為に起因して生じた損害
- (2) 使用機器の設定、操作、互換性、使用環境等に起因して生じた損害
- (3) 通信回線を利用する場合における通信会社、接続事業者等に起因して生じた損害
- (4) その他当社以外に起因して生じた損害

3 当社は、当社サービスの継続についても一切保証せず、契約者に対して1か月前に通知することによって、いつでも当社サービスの全部又は一部を終了させることができます。当社は、当社サービスの全部又は一部の終了に起因して契約者が損害、不利益を被った場合でも、当該損害等について一切の責任を負いません。

(不可抗力)

第11条 当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、疫病・感染症の流行その他当社の責めに帰さない不可抗力によって当社サービスの提供が妨げられた場合には、当社サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害について一切の責任を負担しません。

(権利義務譲渡の禁止)

第12条 当社及び契約者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはなりません。

(反社会的勢力の排除)

第13条 当社及び契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 契約者が法人の場合、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 契約者が法人の場合、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 契約者が法人の場合、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社又は契約者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく当社サービス利用契約を解除できます。
- 4 当社及び契約者は、前項により当社サービス利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

(分離可能性)

第14条 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本約款に拘束されることに同意します。なお、本約款のいずれかの条項又はその一部が、ある契約者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響を及ぼしません。

(通知義務)

第15条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社に対し、その旨を通知しなければならない。なお、1号から6号及び8号については、契約者が法人の場合に限ります。

- (1) 代表者に変更があったとき
- (2) 主要株主に変更があったとき
- (3) 組織再編があったとき
- (4) 本店所在地に変更があったとき
- (5) 商号に変更があったとき
- (6) 資本金の額に変更があったとき
- (7) 電話番号等の連絡先に変更があったとき
- (8) 第8条第7号ないし第9号に該当する事由が生じたとき
- (9) 第三者からの権利主張、クレーム等があったとき
- (10) 当社が契約者に対して貸与している物件につき、滅失、破損、損傷、紛失その他これらに類する事象が生じたとき
- (11) その他当社が別途定める事項が生じたとき

(当社サービスにかかる広告への契約者名等の利用許諾等)

第16条 契約者が法人の場合、契約者は、当社に対し、当社が当社サービスの広告宣伝を行う目的の範囲内に限り、契約者名、契約者名を含むロゴ又はこれに準じるロゴ及び当社サービスの利用状況(第6条(秘密情報の取扱い)第1項に該当する情報は除きます。)の広告物への掲載(当社が運営又は管理する当社サービスに関する Web サイト、第三者が運営又は管理するプレスリリースを行う Web サイトその他の当社又は第三者が運営又は管理する Web サイトへの掲載を含みます。)を、予め無償で許諾します。

2 契約者は、当社からの求めがあった場合には、契約者における当社サービスの利用状況に関する静止画又は動画を当社が前項の目的の範囲内で使用するため、当社に対して当該静止画等を提供し、当社に協力するよう努めるものとします。

(存続条項)

第17条 当社サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、本規約の規定は、第15条及び第16条を除いてなお有効に存続します。

(準拠法及び合意管轄)

第18条 本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上